

長野県主催

平成 27 年度フグ取扱者・フグ販売者・みがきフグ取扱者認定講習会について

この講習会は、長野県フグ取扱指導要綱第 8 条の規定により、知事が行うもので、この講習会を修了した者には、「フグ取扱者認定証」「フグ販売者認定証」又は「みがきフグ取扱者認定証」が交付されます。

1. 日時

平成 27 年 11 月 5 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

（フグ販売者認定講習会及びみがきフグ取扱者認定講習会は午前 9 時から正午まで）

2. 場所

松本保健福祉事務所（松本合同庁舎 2F）

3. 申込受付期間

平成 27 年 10 月 19 日（月）から平成 27 年 10 月 20 日（火）までの 2 日間
8：30 から 17：00 まで

4. 申込受付場所

県内各保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所

5. 受講料（テキスト代・講習材料費）

フグ取扱者認定講習会：36,720 円（税込）

フグ販売者認定講習会：8,640 円（税込）

みがきフグ取扱者認定講習会：8,640 円（税込）

※受講料は申込時（10/19・20 日）に現金でお支払ください。

その時にテキストをお渡しします。

6. その他

申込方法と提出書類等詳細につきましては、長野県のホームページをご覧ください。

ホーム>仕事・産業・観光>試験・資格>平成 27 年度フグ取扱者・フグ販売者・
みがきフグ取扱者認定講習会受講案内